

平成 22 年 5 月 18 日

特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖 殿

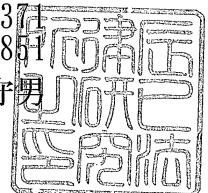
株式会社 辰巳法律研究所

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-3-6

T E L : 03-3360-33

F A X : 03-3360-28

代表取締役所長 後藤 守男



回 答 書

平成 22 年 4 月 19 日付けの「申入書」に関しご連絡いたします。

(1) 貴法人からのご質問への返答

①質問事項 (1)

受講申込者の学習意欲の喪失も含まれます。不調かどうかは、受講申込者が判断する事項です。

②質問事項 (2)

上記同様、受講申込者の学習意欲の喪失も含まれます。また、必要性についても、受講申込者が判断する事項です。

③質問事項 (3)

該当文言の意味については、前回回答致しました通り、お客様の解約事情を知ることにより講座コンテンツをより充実させ、今後の顧客サービスに努めることを目的とするものです。またその際解約に応じない場合はございません。

(2) 講座申込みに関する解約条項に関しては、過日の取締役会で現行の規約を改定し、講座開始後も講座開始前と同様、受講生側の理由の如何を問わず解約に応じることと致しました。

①改訂後の解約条項

受講申込み後、解約の必要が生じた場合には、受付にお申し出下さい。

講座開始前の返金金額は、パック料金、割引き料金、代理店（生協含む）での申込み金額から、解約金を差し引いた金額です。解約金は講座受講料の 20 % を原則とし、上限を 50,000 円と致します。講座開始後の返金金額は、受講料か

ら受講済み部分に相当する受講料及び解約金を差し引いた金額です。受講済み部分に相当する受講料は、パック料金、割引き料金、代理店（生協含む）での申込み金額を基礎に、通学講座では時の経過分、通信講座では発送終了分として算出します。解約金は講座受講料の20%を原則とし、上限を50,000円と致します。

②改訂規約の適用開始は、準備の都合上、平成22年7月1日と致します。対象となるのはこの日以降の講座受講生だけでなく、当日時における現受講生も対象となります。

③平成22年6月以降に作成するパンフレットには、上記改訂規約を掲載し、将来の受講生だけでなく現在の受講生にも周知をはかります。

以上